

## 福島県における電子契約サービス提供事業に係る仕様書

### 1 名称

福島県における電子契約サービス提供事業者（以下「本事業」という。）

### 2 目的

本事業は、本県における契約書の締結業務について、電子契約サービス（※）を導入することにより、契約締結手続を電子化し、業務の効率化と県民の利便性の向上を図ることを目的とする。

※電子契約サービス（以下「サービス」という。）

サービス提供事業者（以下「事業者」という。）がサービスの利用者（以下「利用者」という。）の指示を受けて、事業者自身の署名鍵による電子署名を行う電子契約サービス

### 3 履行機関

契約締結日から令和12年3月31日まで

ただし、サービス運用期間は、令和7年10月1日から令和12年3月31日までとする。なお、契約締結日からサービス運用期間始期までの期間は、導入支援等の業務を提供すること。

### 4 事業内容

#### (1) サービスの提供

サービス運用期間中、以下の要件を満たすサービスを提供すること。

##### ア 基本要件

- (ア) サービスの提供形態は、データセンターを活用したクラウド形態（SaaS）とする。
- (イ) 本県および契約の相手方が合意し電子化した契約書（以下「電子契約書」という。）に対し、タイムスタンプ及び事業者自身の電子署名を付与することにより、利用者が電子証明書を取得することなくクラウド上で契約を締結できる機能を提供できること。
- (ウ) サービスで使用する電子署名は、産業競争力強化法（平成25年法律第98号）第7条の規定に基づく「グレーゾーン解消制度」へ申請し、電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）第2条第1項に規定する電子署名に該当するものであること。
- (エ) サービスで使用する電子署名は、産業競争力強化法（平成25年法律第98号）第7条の規定に基づく「グレーゾーン解消制度」へ申請し、建設業法（昭和24年法律第100号）上義務付けられている建設工事請負契約に関する書面の交付を代替するものとして、建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第13条の4第2項の技術的基準に適合するものであること。
- (オ) 電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律（平成10年法律第25号）への対応ができること。

#### イ 動作環境

OS・ブラウザについては、以下の環境への対応を求める。また、できる限り多くのOS・ブラウザに対応することとし、契約期間中におけるバージョンアップ、新OSへの対応も無償で行うこと。

表中「※必須」とあるのは、本県の動作環境となるため、必ず対応を求めるもの。

	区分	要件
1	PC (OS)	Windows11以降 ※必須 MacOS (Big Sur 以降)
2	PC (ブラウザ)	Microsoft Edge (chromium) ※必須 Google Chrome、Safari、Fire Fox
3	スマートフォン (OS)	iOS、Android ※契約の相手方の利用を想定
4	スマートフォン (ブラウザ)	iOS、Google Chrome ※契約の相手方の利用を想定
5	その他	原則として、Web ブラウザのみで利用可能とし、特別なアプリケーションのインストールを要しないこと。 ※必須

#### ウ 機能要件

- (ア) サービスで使用する電子署名は、タイムスタンプにより最低10年、有効性を検証できること。
- (イ) 電子署名の検証は、Adobe社製の無償でダウンロードできるPDF閲覧ソフトウェアである「Acrobat Reader」によって電子契約書PDFファイルを開覧し、「署名パネル」欄を確認することにより行うことができること。
- (ウ) サービスを利用できる職員数に上限を設けないこと。
- (エ) アップロードしたPDFファイルに対して設定できる入力項目について、必須又は任意入力の設定ができること。なお、必須項目について必要事項が入力されない場合には、契約締結が完了しないなどの制御機能を有すること。
- (オ) 自らの電子印鑑や電子サインなどの設定を行うことなく、契約締結のための操作を行えること。
- (カ) 契約の相手方の操作において、サービスのアカウント登録をすることなく、契約締結に必要な操作が行えること。
- (キ) 電子署名が付与された電子契約書等を紙に出力した際、電子署名が付与されていることを利用者が確認できる処置を講じること。
- (ク) 本契約期間中に、認証方式や認証局の変更があった場合も、本県の費用、作業負担がなく、継続的なサービス提供をすること。
- (ケ) 必要に応じて追加機能や他システムへの連携などに対応できる拡張性があること。

## エ LGWAN環境に関する要件

- (7) 提供する電子契約サービスは、地方公共団体情報システム機構（以下「J-LIS」という。）のLGWAN-ASPサービスにて提供されること。
- (イ) J-LISが定めるASPガイドライン等各種規定に準じてサービスを提供すること。
- (ロ) 提供するサービスは、LGWANからの接続先とインターネットからの接続先は、ネットワークレベルで完全に分離していること。
- (エ) LGWAN-ASPで利用する際、LGWAN環境からでも署名情報が壊れることなく契約締結後のPDFデータがダウンロードできるシステムであること。ただし、「無害化機能（サニタライズ）」、「通信上の制限」、「セキュリティ」等、J-LISが定めるLGWAN-ASP接続約款等により利用できない機能がある場合は、あらかじめ発注者に説明すること。

## オ セキュリティ要件

- (7) 常時TLS化による暗号化通信を行うこと。
- (イ) サーバ等重要な機器は、国内の堅牢なデータセンターに設置すること。
- (ロ) 保存データは、CRYPTREC暗号リスト（電子政府推奨暗号リスト）指標に沿った暗号化アルゴリズムにて暗号化されていること。
- (エ) 不正アクセス対策として、FW(Firewall)、IPS(Intrusion Prevention System)／IDS(Intrusion Detection System)、WAF(Web Application Firewall)等の対策を講じること。
- (ロ) ISMAP（政府情報システムのためのセキュリティ評価制度）の登録により、サービスの安全性・信頼性を確保できること。
- (カ) 必要に応じて、操作ログやアクセスログ等が確認できること。
- (キ) サービスが終了し、又は解約された時は、本県がサービスを利用して締結した電子契約書のデータを本県と受注者との間で合意した方法で引き継げること。また、復元不可能（物理破壊、磁気破壊、データ消去ソフトによる消去、暗号化消去）な方法によりデータを廃棄すること。

## (2) サービス導入支援

- ア サービスの詳細説明を行い、本県の運用を加味した操作マニュアル等の作成・提供を行うこと。
- イ サービスの利用をするために必要なデータ（利用開始までの設定、利用者情報、業者情報等）の準備に関する説明を行い、設定支援を行うこと。
- ウ 本サービスの運用開始までに、本県職員向け操作説明会及び利用事業者向けの操作説明会を行うこと。
- エ 本県がサービスを円滑に導入するための事務フロー作成や、例規等の改正等に対し、助言を行うこと。
- オ 毎月、利用状況について報告すること。
- カ 本サービスの利用促進について、提案、助言等行うこと。

(3) 導入・運用スケジュール

スケジュールは以下のとおり想定している。

契約後～（9月）	サービス利用に係る環境設定等 操作手順書及び運用マニュアル等の作成 利用者情報の初期設定支援
令和7年7月～9月	利用事業者向け操作説明会・操作体験の実施 職員向け操作説明会・操作体験の実施
令和7年10月	運用開始

(4) 運用に関する要件

ア 職員がサービスへログインする際、ID及びパスワードによる認証を行うことができ、職員ごとに権限の設定が可能であること。

イ 本県の運用担当職員が利用者情報の登録及び修正できること。

ウ データのバックアップはサービス利用に制限のないよう取得すること。

エ メンテナンスなど、サービスの停止及び縮退が発生する場合は、あらかじめ本県に連絡をすること。

オ 障害等が発生した場合は、迅速に対応できる体制が十分確保できること。

カ 不測の事態によりクラウドが使用できない等、本事業に支障をきたす事態が発生した際は、速やかに本県に連絡し、今後の対応をその都度協議すること。

キ 操作等に関する問い合わせ等（クラウド等の仕様に必要な技術・知識を習得するための問合せを含む。）に対応するヘルプデスクを利用できること。

ク サービスの運用に関して、本県の要望や相談に応じ、適宜サポートすること。

5 その他

この仕様書の記載事項は、本県と受注者が協議し双方が合意した場合は、契約書の記載内容及び本事業の趣旨に反しないことを前提に、契約印額の範囲内において随時修正・変更できるものとする。